

社会保障・税一体改革分科会の公開等について（案）

平成 23 年 11 月 17 日
社会保障・税一体改革分科会決定案

社会保障・税一体改革分科会運営規則 5 の規定に基づき、社会保障・税一体改革分科会（以下「分科会」という。）の公開等について、次のように定める。

1 分科会の公開等

- (1) 分科会は、原則として非公開とする。ただし、会長が分科会に諮って公開することができる。
- (2) 分科会の配布資料及び議事録は、原則として公表する。

2 公表方法

- 1 (2) に規定する配布資料等の公表に当たっては、内閣府において一般の閲覧に供するとともに、コンピュータ・ネットワークに掲載する。